綾瀬市市民プール整備事業基本構想（案）

令和６年　月

綾瀬市

目　次

第１章 整備の目的
１ はじめに…… ３
２ 現状と課題…… ３
３ 市民プール整備の目的…… ４

第２章 整備構想
１ 基本方針…… ５
２ 整備候補地の設定…… ６
３ 施設の機能と規模…… ６

第３章 施設整備に向けて
１ 事業方式の検討…… ８
２ 事業方式の選定…… ８
３ 今後の事業の進め方…… ９

資　料 …… １０

第１章 整備の目的

１ はじめに

我が国の平均寿命はほぼ一貫して延伸し続けており、世界有数の長寿国となっています。加えて、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」とされている健康寿命も同様に延伸を続けており、いかに平均寿命との差を縮小し、一人ひとりが健康でいきいきとした生活を過ごすことができるかが重要となっています。

また、「綾瀬市総合計画２０３０」においても、あやせ流健康習慣定着プロジェクトとして、健康で自立した生活を長く続けるための健康寿命の延伸への取り組みが求められており、運動習慣の定着化のためにも、スポーツが果たす役割はますます重要になってきています。

２ 現状と課題

綾瀬市には、綾瀬市民スポーツセンター、光綾公園多目的フィールド、綾瀬スポーツ公園内のスポーツ施設、本蓼川テニスコート、蓼川スポーツ広場、早川城山多目的広場といった６つのスポーツ施設を設置しているほか、小学校１０校及び中学校５校の体育施設の開放において、１５校の体育館、綾瀬中学校と北の台中学校を除く１３校の校庭、中学校５校の武道場が利用されており、市民がスポーツに取り組みやすい環境を整えています。

しかし、令和４年度に実施された「綾瀬市市民満足度調査」によると、スポーツ施策に関する取り組みの重要度は「やや重要である」「重要である」を合せて７割近くに上るにもかかわらず、当該取り組みに対する満足度は、「満足」「やや満足」を合せても６割を下回っており、施策に対する取り組みの方向性について検討する必要が求められているうえ、寄せられた意見のなかには、プール施設の整備を望む声もあります。

また、令和５年度に実施された「あやせ健康・食育プラン２１」策定に伴うアンケートによると、市民が日常的に行う運動として、１位のジョギング、ウォーキング、２位の筋力トレーニングに次ぐ、３位に水泳やアクアビクスが挙げられていることや、今後充実してほしい公共スポーツ施設として、体育館などの屋内スポーツ施設に次ぐ、２位に屋内プールが挙げられています。

さらに、本市の小・中学校１５校の屋外プールのうち、１３校の学校プールが設置

から３０年以上経過しており、学校プールを５０年間使用するものと想定した場合には、今後１０～２０年の間にほとんどのプールを改築する必要がありますが、令和５年３月策定の「綾瀬市立小・中学校プールのあり方基本方針」において、中学校では理論学習に順次移行し、小学校では民間プールでの授業を順次実施していく方針となっているため、その受け皿についても併せて検討を進める必要があります。

３　市民プール整備の目的

市のスポーツ施策を方向付けている「綾瀬市スポーツ推進計画」においては、「誰もがスポーツに親しめる健康で活力のあるまちづくり」を基本理念として、競技スポーツからレクリエーション・スポーツまで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進していくほか、生涯スポーツの実践を通じて健康づくりを進める「健康スポーツ」の視点を加えた施策を掲げており、市民一人ひとりが目的に応じて、生涯を通じて「いつまでも」スポーツに親しむことができる社会の実現が求められています。

運動習慣が定着化されるためには、年間を通じて、誰もがいつでも気軽に健康スポーツに取り組むことができる機会の提供や環境整備がますます重要になってきています。

本市が目指すスポーツを通じた市民の「健康づくり」の実現に向けた具体的な取り組みの一つとして、また、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備の一つとして、これまで本市になかった市民のための屋内温水プール施設を整備することで、市民のさらなる運動習慣の普及と定着化につながる拠点づくりを進める必要があります。

水中運動の効果としては、多くの熱が身体から水中に奪われることも併せてエネルギーの消費量が多くなるため、余分な体脂肪を減らす効果も期待でき、生活習慣病の予防・改善にも役立つと考えられています。ほかにも、水の浮力により腰や膝などの関節への負担が減るため、体力が低下している人や高齢者、普段運動習慣がない人でも無理なく運動できる上、水の抵抗に逆らって運動するため、筋力と心肺機能を強化できる効果が期待されます。

第２章 整備構想

１ 基本方針

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に水に親しみ、健康スポーツに取り組むことができる機能を有する屋内温水プールを整備する。

基本方針に基づき、次の５つのコンセプトで整備します。

（１）多世代が利用できる

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に立ち寄ることができ、年間を通じて天候に左右されることなく、気軽に水泳や水中運動などに親しむことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインなどにも配慮した施設とします。

（２）安全・安心である

緊急時対応や監視・救護体制の整備など安全管理を徹底するとともに、安心して利用できる施設とします。

（３）気軽に始めることができる

初心者でも一人で簡単に運動習慣のきっかけづくりに取り組むことができ、水泳技術の向上や水中運動の効果などを感じることができるような施設とします。

（４）環境負荷を低減する

綾瀬市環境基本計画に則り、省エネルギーや創エネルギー性能を高めるなど、環境に配慮した施設とします。

（５）学校教育に対応できる

老朽化により小・中学校プールが使用できなくなることを想定し、学校の水泳授業にも適した施設整備と、必要な指導者の配置など人的整備が可能な施設とします。

２ 整備候補地の設定

今後、綾瀬市スポーツ推進審議会の意見やサウンディング型市場調査などの結果を踏まえて整備候補地を決定しますが、概ね次の条件により選定します。

・候補地は市の中央部を基本として検討する。
・周辺施設との連携により、機能強化や利便性への相乗効果が期待できる。
・施設利用者のアクセス容易性が一定程度確保できる。
・施設利用者の駐車場を確保できる。
・遊休施設などの活用も検討する。

３ 施設の機能と規模

当該屋内温水プール施設に求められる機能の想定は次のとおりです。

（１）メインプール

誰もが利用しやすい２５メートルプールを想定しています。コース数などは小・中学校の団体利用も想定し検討します。

（２）健康増進機能のあるプール

水中エクササイズなどにも利用できる多目的プールや水中歩行ができるプールとします。

（３）子ども用プール

幼児期から水に親しむ環境を提供するため、幼児や小学校低学年などの子どもを対象にした比較的水深が浅く、安全に利用できるプールとします。

（４）ジャグジー、採暖室

プール利用で冷えた身体を温めることができる設備とします。

（５）温浴室、サウナ

温水プールのみならず、トレーニング室など他の併設スポーツ施設で運動した人も利用者できる設備にするとともに、災害時にも活用できるような設備とします。

（６）トレーニング室

多世代が利用できるトレーニングマシンを配置し、有酸素運動や筋力強化を行うことができる設備とします。

（７）多目的室（フィットネススタジオ）

インストラクターの指導のもと、多世代がエアロビクスやヨガなど、魅力あるプログラムを楽しむことができる設備とします。

（８）会議室、イベントスペース

健康増進関連の事業や相談会、会議の開催のほか、市民が利用できるイベントスペースとします。

（９）飲食・休憩スペース

飲食や休憩をすることができるスペースを設け、健康に資する飲食店、売店などを設置します。

（１０）駐車場、駐輪場

利用者の駐車場、駐輪場を確保するとともに、小・中学校の授業での利用などを想定し大型バスが停車できるスペースの確保が想定されます。

（１１）その他

更衣室、ロッカー、トイレ、共用スペースなどの利用者用諸室や、事務室、管理室、監視室、放送室、器具庫、受付などの管理者用諸室などが想定されます。

施設の規模は、これらの機能が備えられる大きさとし、敷地面積は概ね10,000㎡程度、建築面積は概ね3,000㎡程度が適当と考えられます。

第３章 施設整備に向けて

１ 事業方式の検討

近年、公共事業を行政サービスの向上と効率的な行財政運営の実現を図る目的で、民間の施設整備や維持管理、運営のノウハウ、資金調達やリスク管理の能力を活用しようとする公民連携手法（ＰＰＰ：パブリック・プライベート・パートナーシップ）の導入が増加しており、良質な公共サービスの提供やコスト削減など、様々な効果が期待できます。

事業方式として考えられるものは次のとおりです。

	公設公営	PPP		
		公設民営 （指定管理者制度）	DBO 方式	PFI 方式 （BTO ）
概要	市が計画、整備、管理運営する	市が整備した後、民間事業者が管理運営する	市が資金調達し、民間事業者が一括して施設の設計、建設、管理運営を行う	民間事業者が資金調達し、施設建設後、所有権を市に移管した上で民間事業者が管理運営する
資金調達	市	市	市	民間事業者
設計建設	市	市	民間事業者	民間事業者
施設所有	市	市	市	市
運営維持管理	市	民間事業者	民間事業者	民間事業者
事業スケジュール	―	整備期間中に民間事業者を公募することで公設公営と同程度のスケジュールで進められる	民間事業者を公募する期間が必要なため、公設公営に比べると整備が遅くなることが想定される	民間事業者を公募する期間が必要なため、公設公営に比べると整備が遅くなることが想定される
民間活力の活用	―	管理運営のみ民間活力を発揮できる	建設・管理運営面において民間活力を活用できる	建設・管理運営面において民間活力を活用できる

２ 事業方式の選定

事業方式の選定については、今後、基本計画において具体的に検討し、決定していきます。

３ 今後の事業の進め方

屋内温水プール施設の建設に向けては、サウンディング型市場調査により民間事業者のノウハウやアイディアを研究しながら、市民プール整備の実現に向けた情報収集を行い、基本計画を策定し、併せて、必要な用地取得を進めていくことを想定しています。その後、基本設計、実施設計を経て建設工事を行い、竣工を目指します。

資　料

1　スポーツ施策に対する市民の重要度及び満足度と寄せられた意見

※　nは回答者数

（1）重要度

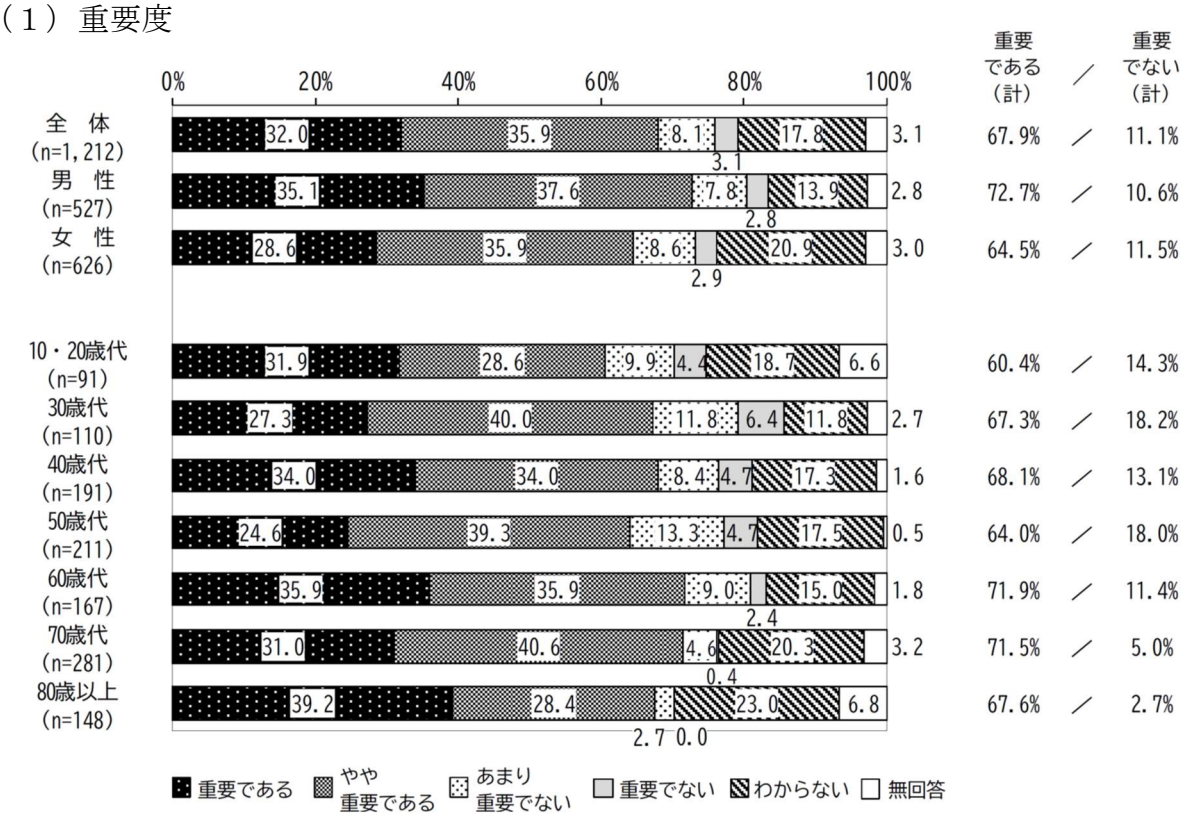

（2）満足度

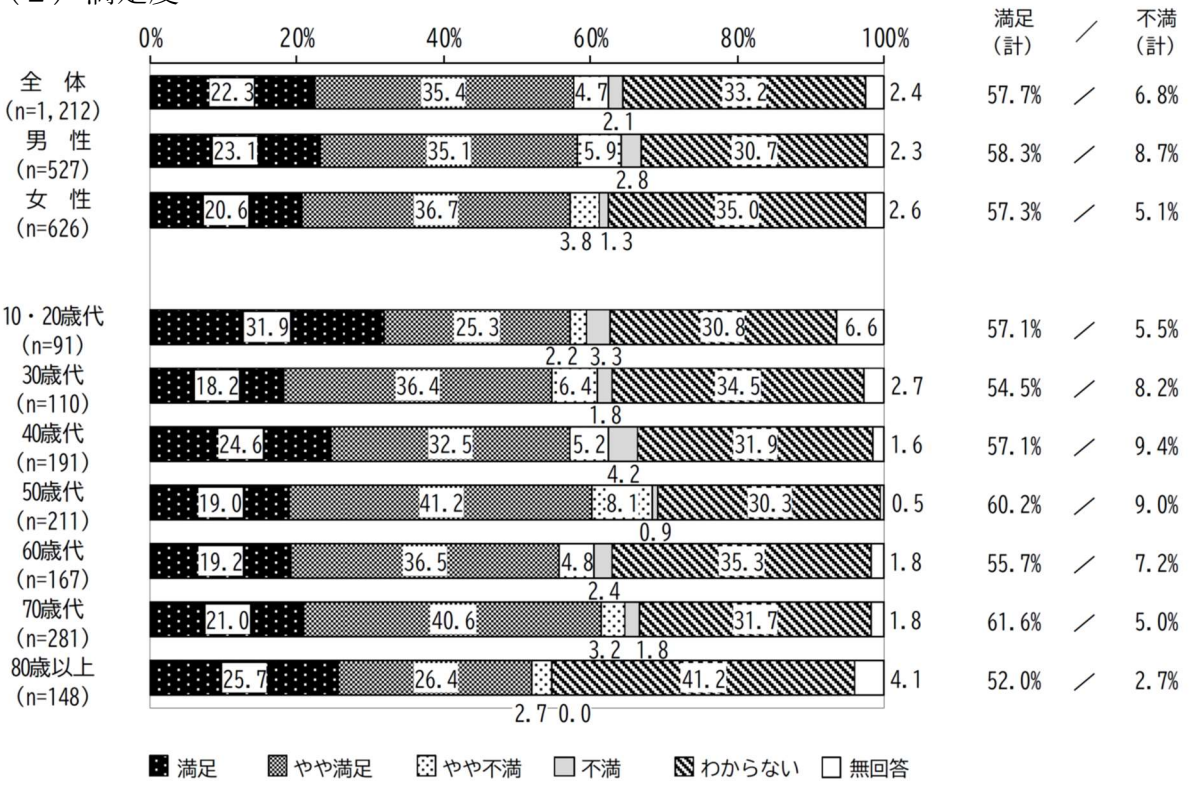

（３）行政に取り組んでもらいたいサービスや事業について（自由記述）

※一つの回答が複数の内容に渡るため、合計は一致しない。　（件）

【施策７】スポーツ	13
プールをつくる	7
スポーツ施設の諸設備の無料化	2
その他	6

令和４年度綾瀬市市民満足度調査結果より

２　健康スポーツに対する市民の意識

（１）　あなたは、どのような運動やスポーツを行っていますか。または、行いたいですか（複数回答）。

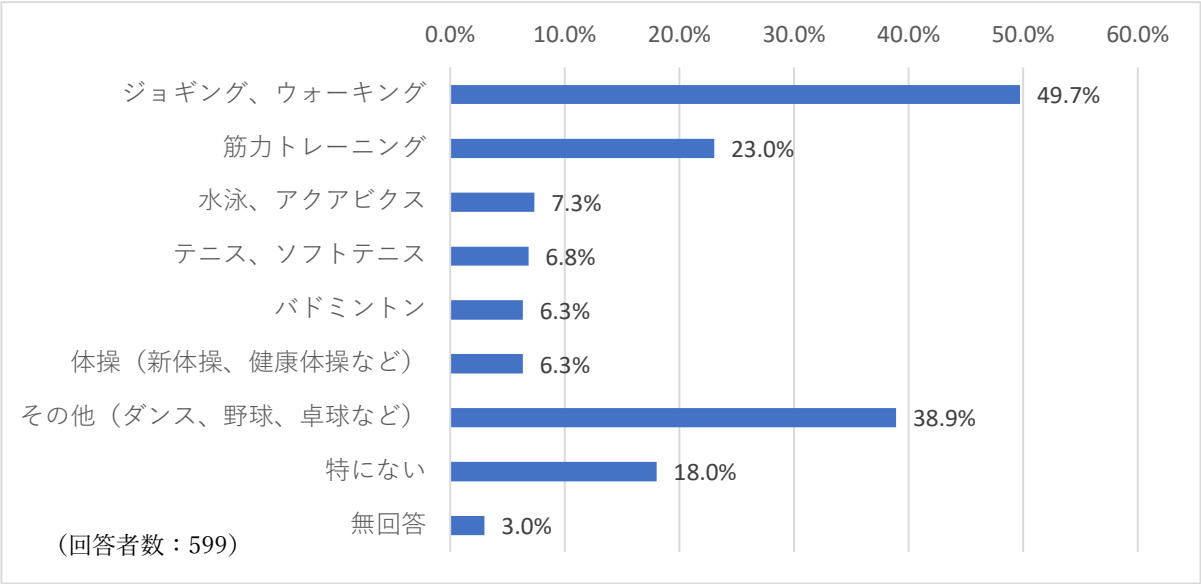

（２）　今後、充実してほしい公共スポーツ施設はありますか（複数回答）。

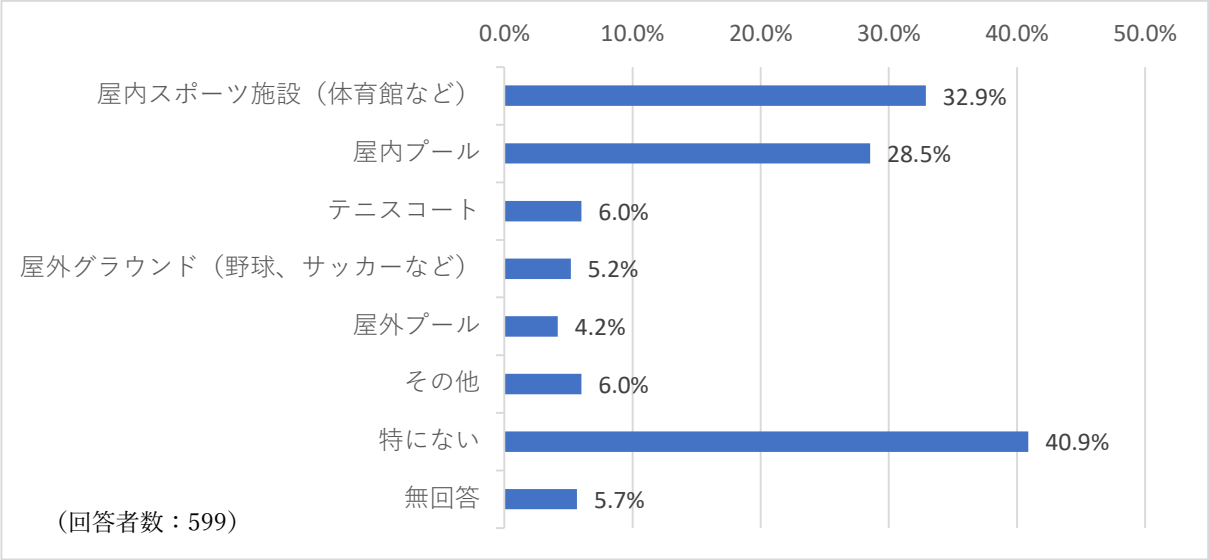

あやせ健康・食育プラン２１策定に伴う
令和５年度アンケート結果より加工

発行日　令和６年５月　日

綾瀬市　健康こども部　スポーツ課
〒252-1192　綾瀬市早川５５０番地
電　話：0467-70-5656
e-mail：wm.705656@city.ayase.kanagawa.jp